

北海道告示第10493号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和6年3月25日

北海道知事 鈴木 直道

- 1 (1) 施行者の名称
網走市
 - (2) 都市計画事業の種類及び名称
網走都市計画下水道事業 網走女満別公共下水道
 - (3) 事業施行期間
昭和47年7月1日から令和11年3月31日まで
 - (4) 事業地
 - ア 収用の部分
変更無し
 - イ 使用の部分
変更無し
-
- 2 (1) 施行者の名称
北斗市
 - (2) 都市計画事業の種類及び名称
函館圏都市計画下水道事業 北斗公共下水道
 - (3) 事業施行期間
昭和56年1月20日から令和11年3月31日まで
 - (4) 事業地
 - ア 収用の部分
変更無し
 - イ 使用の部分
変更無し

- 3 (1) 施行者の名称
遠軽町
- (2) 都市計画事業の種類及び名称
遠軽都市計画下水道事業 遠軽公共下水道
- (3) 事業施行期間
昭和49年12月12日から令和9年3月31日まで
- (4) 事業地
 - ア 収用の部分
変更無し
 - イ 使用の部分
変更無し

- 4 (1) 施行者の名称
せたな町
- (2) 都市計画事業の種類及び名称
北檜山都市計画下水道事業 北檜山公共下水道
- (3) 事業施行期間
平成4年12月21日から令和11年3月31日まで
- (4) 事業地
 - ア 収用の部分
変更無し
 - イ 使用の部分
変更無し

- 5 (1) 施行者の名称
南幌町
- (2) 都市計画事業の種類及び名称
南幌都市計画下水道事業 南幌公共下水道
- (3) 事業施行期間
昭和50年7月8日から令和11年3月31日まで
- (4) 事業地
 - ア 収用の部分
変更無し
 - イ 使用の部分
変更無し

- 6 (1) 施行者の名称
稚内市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称
稚内都市計画下水道事業 稚内公共下水道
- (3) 事業施行期間
昭和50年3月5日から令和11年3月31日まで
- (4) 事業地
- ア 収用の部分
変更無し
- イ 使用の部分
変更無し